

第二百二十九号議案 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

標記の修正案を別紙のとおり地方自治法第百十五条の三及び仙台市議会会議規則第十
六条の規定により提出します。

令和六年十二月二十日

発議者

議員 花木 則彰

伊藤 ゆうた

ふるくぼ 和子

高見 のり子

すげの 直子

高村 直也

吉田 ごう

仙台市議会議長
橋本 啓一 様

第二百二十九号議案 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

第二百二十九号議案 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第一条、第二条及び附則第二項中「第六条第二項及び」を削る。